

道路構造令の条項と条例化への対応 (1/2)

条	分類	項目	基準区分	対応	
第1条	趣旨	この政令の趣旨	参酌すべき基準	政令と同基準とする	
第2条	用語の定義	用語の定義	参酌すべき基準	政令と同基準とする	
第3条	道路の区分	道路の区分	参酌すべき基準	政令と同基準とする	
第4条	設計車両	設計車両	従うべき基準	対象外	
第5条	幅員構成等	車線等	参酌すべき基準	政令と同基準とする	
第6条		車線の分離等	参酌すべき基準	政令と同基準とする	
第7条		副道	参酌すべき基準	政令と同基準とする	
第8条		路肩	参酌すべき基準	政令と同基準とする	
第9条		停車帯	参酌すべき基準	政令と同基準とする	
第10条		自転車道	参酌すべき基準	政令と同基準とする	
第10条の2		自転車歩行者道	参酌すべき基準	独自基準化する	
第11条		歩道	参酌すべき基準	独自基準化する	
第11条の2		歩行者の滞留	参酌すべき基準	政令と同基準とする	
第11条の3		積雪地域の中央帯等	参酌すべき基準	政令と同基準とする	
第11条の4	植樹帯	参酌すべき基準	政令と同基準とする		
第12条	建築限界	建築限界	従うべき基準	対象外	
第13条	設計速度	設計速度	参酌すべき基準	政令と同基準とする	
第14条	線形	車道の屈曲部	参酌すべき基準	政令と同基準とする	
第15条		曲線半径	参酌すべき基準	政令と同基準とする	
第16条		曲線部の片勾配	参酌すべき基準	政令と同基準とする	
第17条		曲線部の拡幅	参酌すべき基準	政令と同基準とする	
第18条		緩和区間	参酌すべき基準	政令と同基準とする	
第19条		視距等	参酌すべき基準	政令と同基準とする	
第20条		縦断勾配	参酌すべき基準	独自基準化する	
第21条		登坂車線	参酌すべき基準	政令と同基準とする	
第22条		縦断曲線	参酌すべき基準	政令と同基準とする	
第23条		構造物・工作物	路面構造	舗装	参酌すべき基準
第24条	横断勾配			参酌すべき基準	独自基準化する
第25条	合成勾配			参酌すべき基準	政令と同基準とする
第26条	排水施設		参酌すべき基準	政令と同基準とする	
第27条	交差構造		平面交差	参酌すべき基準	政令と同基準とする
第28条			立体交差	参酌すべき基準	政令と同基準とする
第29条			鉄道交差	参酌すべき基準	政令と同基準とする

道路構造令の条項と条例化への対応 (2/2)

条	分類	項目	基準区分	対応	
第30条	構造物・工作物	その他	待避所	参酌すべき基準	政令と同基準とする
第31条			交通安全施設	参酌すべき基準	政令と同基準とする
第31条の2			凸部、狭窄部等	参酌すべき基準	政令と同基準とする
第31条の3			停留所等の交通島	参酌すべき基準	政令と同基準とする
第32条			自動車駐車場等	参酌すべき基準	政令と同基準とする
第33条			防雪施設	参酌すべき基準	政令と同基準とする
第34条		主要構造物	トンネル	参酌すべき基準	政令と同基準とする
第35条 第1項			橋・高架の道路等	参酌すべき基準	政令と同基準とする
第35条 第2～4項			荷重条件	従うべき基準	対象外
第36条		特例	附帯工事等の特例	参酌すべき基準	政令と同基準とする
第37条	区分が変更されえる道路の特例		参酌すべき基準	政令と同基準とする	
第38条	小区間改築の特例		参酌すべき基準	政令と同基準とする	
第39条 第1～3項、5項	専用道路	自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路	参酌すべき基準	政令と同基準とする	
第39条 第4項			建築限界	従うべき基準	対象外
第40条 第1、2項		歩行者専用道路	参酌すべき基準	政令と同基準とする	
第40条 第3項			建築限界	従うべき基準	対象外

道路標識令の条項と条例化への対応

分類	条	項目	表	備考	詳細項目	基準区分	対応			
標識	第1条	分類	—	—	—	参酌すべき基準	省令と同基準とする			
	第2条	種類等	別表第一	—	—	従うべき基準	対象外			
	第3条	様式	別表第二	備考一	本標識板	表示	従うべき基準	対象外		
						(二) 寸法 1~8項	参酌すべき基準	省令と同基準とする		
						(二) 寸法 9、10項	従うべき基準	対象外		
						(三) 色彩	従うべき基準	対象外		
						(四) 文字 の形	従うべき基準	対象外		
						文字の大き さ等 1~8	参酌すべき基準	省令と同基準とする		
						8 (3・4)	従うべき基準	対象外		
						車両の種類 の略称	従うべき基準	対象外		
						備考二	標識補助 板	—	従うべき基準	対象外
								—	従うべき基準	対象外
	備考三	柱	—	従うべき基準	対象外					
	備考四	その他	—	従うべき基準	対象外					
	第4条	設置者の 区分	—	—	—	従うべき基準	対象外			
区 画 線	第5条 ~ 第7条	—	別表第三 第四	備考一 ~ 備考三	—	従うべき基準	対象外			
道 路 標 示	第8条 ~ 第10条	—	別表第五 第六	備考一 ~ 備考五	—	従うべき基準	対象外			

道路の移動等円滑化基準（省令）の条項と条例化への対応

分類	条	項目	基準区分	対応
総則	第1条	主旨	参酌すべき基準	省令と同基準とする
	第2条	用語の定義	参酌すべき基準	省令と同基準とする
歩道等	第3条	歩道	参酌すべき基準	省令と同基準とする
	第4条	有効幅員	参酌すべき基準	省令と同基準とする
	第5条	舗装	参酌すべき基準	省令と同基準とする
	第6条	勾配	参酌すべき基準	省令と同基準とする
	第7条	歩道等と車道の分離	参酌すべき基準	省令と同基準とする
	第8条	高さ	参酌すべき基準	独自基準化する
	第9条	横断歩道に接続する歩道等の部分	参酌すべき基準	まちづくり条例と整合
	第10条	歩道乗り入れ部	参酌すべき基準	省令と同基準とする
立体横断施設	第11条	立体横断施設の設置	参酌すべき基準	省令と同基準とする
	第12条	エレベーターの基準	参酌すべき基準	省令と同基準とする
	第13条	傾斜路の基準	参酌すべき基準	省令と同基準とする
	第14条	エスカレーターの基準	参酌すべき基準	省令と同基準とする
	第15条	通路の基準	参酌すべき基準	省令と同基準とする
	第16条	階段の基準	参酌すべき基準	省令と同基準とする
乗合自動車停留所	第17条	高さ	参酌すべき基準	省令と同基準とする
	第18条	ベンチ及び上屋の設置	参酌すべき基準	省令と同基準とする
路面電車停留場等	第19条	乗降場	参酌すべき基準	省令と同基準とする
	第20条	傾斜路の勾配	参酌すべき基準	省令と同基準とする
	第21条	歩行者の横断の用に供する軌道部分の基準	参酌すべき基準	省令と同基準とする
自動車駐車場	第22条	障害者用駐車施設の基準	参酌すべき基準	省令と同基準とする
	第23条	障害者用停車施設の基準	参酌すべき基準	省令と同基準とする
	第24条	出入口の基準	参酌すべき基準	省令と同基準とする
	第25条	通路の基準	参酌すべき基準	省令と同基準とする
	第26条	エレベーターの基準	参酌すべき基準	省令と同基準とする
	第27条	傾斜路の基準	参酌すべき基準	省令と同基準とする
	第28条	階段の基準	参酌すべき基準	省令と同基準とする
	第29条	屋根の設置	参酌すべき基準	省令と同基準とする
第30~32条	便所の基準	参酌すべき基準	まちづくり条例と整合	
案内標識	第33条	案内標識の設置	参酌すべき基準	省令と同基準とする
視覚障害者誘導用ブロック	第34条	視覚障害者誘導用ブロックの設置	参酌すべき基準	省令と同基準とする
休憩施設	第35条	休憩施設の設置	参酌すべき基準	省令と同基準とする
照明施設	第36条	照明施設の設置	参酌すべき基準	省令と同基準とする
積雪寒冷地における配慮	第37条	防雪施設の設置	参酌すべき基準	省令と同基準とする